

# **東京都障害者差別解消 支援地域協議会について**

**関哉 直人**

**東京都障害者差別解消支援地域協議会委員**

## 東京都障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成28年6月15日  
28福保障計第452号

### (目的)

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条の規定に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消する取組を推進する。

### (所掌事項)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- (2) 障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等に関する事項
- (3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- (4) その他、障害者の差別解消及び障害者の権利擁護に関する事項

### (構成員等)

第3 委員は、障害当事者・家族等関係団体、事業者等関係団体、有識者等により構成する。

- 2 委員は、福祉保健局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、選任の日から2年以内において福祉保健局長が定める期間とし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (臨時委員)

第4 協議会に、審議の必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから福祉保健局長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通機関、サービス業、教育分野等の事業者団体代表者等
- (3) 前各号に掲げる者のほか、福祉保健局長が必要と認める者

- 3 臨時委員の任期は、調査審議する当該特別の事項又は専門の事項の調査審議に必要な期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により決定する。
  - 3 会長は、会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。
  - 4 副会長は、会長が委員の中から指名する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 6 会長及び副会長の任期は、委員としての任期と同じとする。

(関係者の意見聴取)

- 第6 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(幹事)

- 第7 協議会及び部会における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかにオブザーバー及び幹事を置く。
- 2 オブザーバー及び幹事は、福祉保健局長が任命する。
  - 3 オブザーバー及び幹事は、協議会に出席し、協議・検討に必要な情報を提供するとともに、協議会で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

(部会)

- 第8 協議会は、必要があるときは部会を設置することができる。
- 2 部会の設置及び構成は、会長が定める。

(協議会の公開)

- 第9 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(協議会に係る資料の取扱い)

- 第10 協議会に係る資料は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

- 第11 協議会に関する庶務は、東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課において処理する。

(秘密の保持)

- 第12 協議会の委員、これらの会議に出席した者等協議会の関係者は、相談事例に係る

障害者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年6月15日28福保障計第452号）

この要綱は、決定の日から施行する。

## 東京都障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿

◎会長、○副会長

| 分野                                   | 所属                                 | 氏名     |
|--------------------------------------|------------------------------------|--------|
| ◎<br>○<br>○<br>○                     | 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授                 | 小澤 溫   |
|                                      | 東洋大学ライフデザイン学部教授                    | 川内 美彦  |
|                                      | 慶應義塾大学商学部教授                        | 中島 隆信  |
|                                      | 明星大学人文学部福祉実践学科教授                   | 吉川 かおり |
| ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ | 東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長              | 伊藤 善尚  |
|                                      | 特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会副理事長           | 井上 信雄  |
|                                      | 公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長  | 越智 大輔  |
|                                      | 公益社団法人東京都盲人福祉協会副会長                 | 佐々木 宗雅 |
|                                      | 社会福祉法人東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会副会長      | 橋本 豊   |
|                                      | 公益社団法人東京都身体障害者団体連合会顧問              | 宮澤 勇   |
|                                      | 社会福祉法人東京都知的障害者育成会副理事長              | 森山 瑞江  |
|                                      | 特定非営利活動法人DPI日本会議障害者権利擁護センター所長      | 八柳 卓史  |
| ○<br>○<br>○                          | 公益社団法人東京都医師会理事                     | 平川 博之  |
|                                      | 公益社団法人東京都歯科医師会副会長                  | 山崎 一男  |
|                                      | 公益社団法人東京都薬剤師会常務理事                  | 山田 純一  |
| ○<br>○<br>○<br>○                     | 東京都商工会連合会総務課長                      | 斎藤 彦明  |
|                                      | 東京商工会議所産業政策第二部担当部長                 | 福田 泰也  |
|                                      | 東京都中小企業団体中央会常勤参事                   | 穂岐山 晴彦 |
|                                      | 一般社団法人東京経営者協会人事・労働部長               | 山鼻 恵子  |
| ○<br>○<br>○                          | 東京都立永福学園統括校長(東京都立特別支援学校長会)         | 朝日 滋也  |
|                                      | 学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校校長                | 石橋 恵二  |
|                                      | 東京都立六本木高等学校統括校長(東京都公立高等学校長会)       | 本多 浩一  |
| ○<br>○<br>○                          | 日本司法支援センター法テラス東京副所長兼法テラス多摩支部長(弁護士) | 関戸 勉   |
|                                      | 弁護士                                | 関哉 直人  |
|                                      | 東京都人権擁護委員連合会                       | 中村 雅   |
| ○<br>○<br>○<br>○<br>○                | 社会福祉法人原町成年寮地域生活援助センター所長            | 笹生 依志夫 |
|                                      | 東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務長        | 高山 和久  |
|                                      | 株式会社円グループ相談支援事業所暖管理者               | 田中 文人  |
|                                      | 就業・生活支援センターWEL'S TOKYOセンター長        | 堀江 美里  |
|                                      | 社会福祉法人南風会青梅学園統括施設長                 | 山下 望   |
| ○<br>○<br>○                          | 目黒区健康福祉部障害福祉課長                     | 篠崎 省三  |
|                                      | 瑞穂町福祉課長                            | 横沢 真   |
|                                      | あきる野市健康福祉部障がい者支援課長                 | 渡辺 一彦  |

※分野ごとに五十音順、敬称略

オブザーバー

|     |                         |       |
|-----|-------------------------|-------|
| 国機関 | 法務省東京法務局人権擁護部第二課長       | 三戸 誠  |
|     | 厚生労働省東京労働局職業安定部職業対策課長補佐 | 加藤 辰明 |

## 障害者差別解消法に係る都の取組について

### 平成28年度の取組

#### 都民への普及啓発

#### ◆障害者差別解消法に係るパンフレット・動画・パネルの作成（平成28年10月）

- ・都民向けのわかりやすいパンフレットを作成（4万部）
- ・動画を作成し、街中のビジョンやイベント等で放映

#### ◆「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（平成28年3月作成）の周知 等

#### ◆障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム開催（内閣府共催）

#### ◆「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（平成28年3月作成）の周知 等

#### 東京都障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域における様々な関係機関により構成される会議を設置し、第1回協議会を9月に、第2回協議会を2月に開催

#### 区市町村との連携

#### ◆障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

都内を4つのブロックに分け、都及び区市町村の障害者差別解消法・障害者虐待を担当する者を構成員とする会議を新たに設置（6月下旬、11月下旬に開催）

#### ◆法に係る区市町村職員向け研修の実施（年1回）

#### 都職員等への研修

#### ◆全職員向けのE-ラーニング研修実施（5月～6月）

#### ◆新規採用職員研修、管理職候補者向け研修、各局で実施する人権研修の内容に障害者差別解消法を追加

#### ◆関係団体等への出前研修の実施 等

### 平成29年度の取組（案）

区市町村や関係機関と連携して、障害者差別解消に向けた施策を推進し、都民や事業者の障害者への理解の促進を図ることにより、「障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会」の実現を目指す

#### 都民への普及啓発

#### ◆都民向け、事業者向けシンポジウムの開催

当事者の参加と先行事例の発表等の構成を想定（平成29年秋・冬頃）

#### ○作成したパンフレット・動画等を活用した普及啓発 等

#### ○東京都障害者差別解消支援地域協議会での検討

障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害者への理解を促進するための普及・研修等について協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。（年3回開催予定）

#### ◆障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会の設置

条例案の作成に向けて、障害のある方をはじめ様々な立場の方の意見を十分に聴き、専門的な知見を得るため、「障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会」を設置し、検討を進める。

#### 区市町村との連携

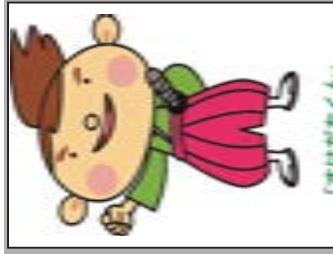
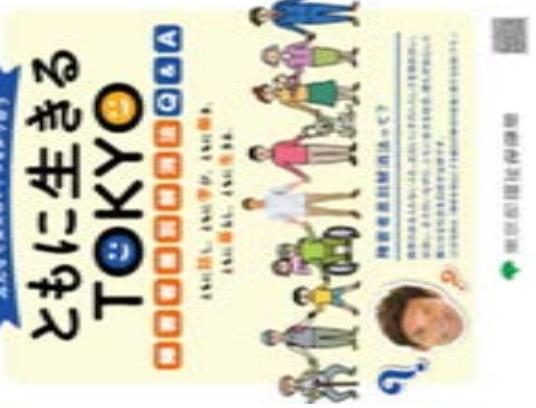
#### ○障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

障害者の権利擁護（差別解消、虐待防止）に係る取組を都及び区市町村間で情報交換・共有し、都内全体の障害者の権利擁護に関する取組を推進する。（年3回開催予定）

#### ○法に係る区市町村職員向け研修の実施 等

#### 障害者虐待の防止

●障害者虐待防止・権利擁護研修の定員を拡充  
事業者向け：予算規模200人→500人、区市町村職員向け：120人（同規模）  
研修の実施を東京都福祉保健財團に委託



# 平成29年度の東京都障害者差別解消支援地域協議会の進め方にについて(案)

## 協議会における当面の検討事項(案)

### 1 普及啓発

#### (1) 都民・事業者向けシンポジウムの開催 (時期: 平成29年秋・冬頃)

- ・社会モデルを踏まえて、障害への理解を深め、合理的配慮を考えるきっかけ作りを行う。
- ・実施方法は、当事者の参加と先行事例の発表等の構成を想定。

### (2) 事例集の作成 (時期: 平成29年度内)

- ・平成28年度に実施した「障害者への差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査」の結果やこれまでの相談・受付内容等を踏まえ、事例集を作成。
- ・事例集を読むことで、障害者差別解消に向けた理解が深まる内容とするため必要となる条件は何か、検討。
- (例) 各事例に当事者・事業者双方の視点をコメントとして記載し、建設的対話をシミュレーションする。

### (3) 作成したパンフ・動画を活用した普及啓発

- ・平成28年度に作成したパンフ・動画をどのように活用し、更なる普及啓發に取り組むのか。

### 2 障害者への理解促進及び差別解消のための条例の制定に向けた検討

#### (1) 条例制定に向けた検討

- ・「障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会」の報告を受け、条例制定に向けた検討。

#### (2) 相談・紛争解決の仕組みの明確化

- ・都における相談・紛争解決の仕組みについて、法施行後の各分野における相談事例や取組状況を踏まえて、検討  
(区市町村との連携のあり方については、「障害者権利擁護区市町村連絡会」において並行して検討を行う。)

### 3 法施行後の課題を検討

- ・これまでの相談受付内容等で、対応が困難な事例や関係部署との連携が必要になつた事例等を共有し、関係機関が連携する上で課題等を抽出し、更なる障害者差別解消に向けた取組を検討。

## スケジュール(案)

### 【第3回】

(開催時期)  
平成29年夏頃

#### (議題(案))

- ・障害者の差別解消に向けた(委員発表等)
- ・障害者差別解消法の普及啓發について
- ・民間事業者向けの事例集について
- ・条例案について

### 【第4回】

(開催時期)  
平成29年冬頃

#### (議題(案))

- ・障害者の差別解消に向けた(委員発表等)
- ・民間事業者向けの事例集について
- ・条例案について

# 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定について(案)

## 目的

東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。

## 背景

### 1. 関連法令の制定等

◆「障害者権利条約」批准【平成26年1月】

◆「障害者差別解消法」施行【平成28年4月】

※22道府県が障害者差別解消条例制定済

### 2. 障害者差別解消条例の制定について

#### 当事者団体からの要望

相談・紛争解決の仕組みの明確化など

## 条例に盛り込む項目(案)

### 1 都民及び事業者の理解促進

・区市町村等と連携した、障害や障害者理解等の普及啓発を推進

### 2 事業者による取組の推進

・事業者による障害者に配慮した商品、サービス提供等の促進支援

### 3 社会参加促進のための情報保障(手話等)の推進

・手話を含む多様な手段により情報を取得し、意思疎通ができるよう、必要な取組推進に努める。

・都民・事業者における、情報保障が進むよう、必要な啓発に努める。

### 4 相談・紛争解決の仕組みの明確化

・広域支援相談員及び調整委員会を設置  
・都は、あつせん・勧告・公表を実施

## 条例制定に向けたスケジュール(案)

2017年(H29)

|                  |       |       |         |          |       |          |     |
|------------------|-------|-------|---------|----------|-------|----------|-----|
| 1月～3月            | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月    | 4月～6月 | 7月～9月    | 10月 |
| 2月3日<br>第2回地域協議会 |       |       |         | 第3回地域協議会 |       | 第4回地域協議会 |     |

|        |                           |                |
|--------|---------------------------|----------------|
| ●部会の開催 | ・全8回程度開催し、条例の構成・内容等について検討 | ●パブリック・コメントの実施 |
|--------|---------------------------|----------------|

2018年(H30)

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 二定<br>条例案の<br>提案 | 都民・事業者<br>等への周知 |
|------------------|-----------------|

|                   |
|-------------------|
| パブリック・コ<br>メントの実施 |
|-------------------|

平成30年  
10月1日  
施行

## 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会 委員名簿

| 分野     | 所属                                | 氏名                           |
|--------|-----------------------------------|------------------------------|
| 学識経験者  | 弁護士                               | 池原 毅和                        |
|        | 東洋大学ライフデザイン学部教授                   | 川内 美彦                        |
|        | 弁護士                               | 関哉 直人                        |
|        | 慶應義塾大学商学部教授                       | 中島 隆信                        |
| 障害のある人 | 自立生活センター・日野事務局長(特定非営利活動法人DPI日本会議) | 秋山 浩子                        |
|        | 東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長             | 伊藤 善尚                        |
|        | 特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会副理事長          | 井上 信雄                        |
|        | 公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長 | 越智 大輔                        |
|        | 公益社団法人東京都盲人福祉協会副会長                | 佐々木 宗雅                       |
|        | 社会福祉法人東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会副会長     | 橋本 豊                         |
|        | 公益社団法人東京都身体障害者団体連合会顧問             | 宮澤 勇                         |
|        | 社会福祉法人東京都知的障害者育成会副理事長             | 森山 瑞江                        |
|        | 社会福祉法人めぐはうす地域生活支援センターMOTA         | 山梨 武夫                        |
| 関係団体   | 東京商工会議所産業政策第二部担当部長                | 福田 泰也                        |
|        | 一般社団法人東京経営者協会人事・労働部長              | 山鼻 恵子                        |
|        | 教育                                | 東京都立葛飾特別支援学校校長(東京都立特別支援学校長会) |
|        |                                   | 東京都立六本木高等学校統括校長(東京都公立高等学校長会) |
|        | 福祉                                | 東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務長  |
|        |                                   | 就業・生活支援センターWEL'S TOKYOセンター長  |
|        |                                   | 社会福祉法人南風会青梅学園統括施設長           |
|        | 区市町村                              | 目黒区健康福祉部障害福祉課長               |
|        |                                   | 八王子市福祉部障害者福祉課長               |
|        |                                   | 瑞穂町福祉課長                      |

※分野ごとに五十音順、敬称略

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 障害者差別解消に係る条例制定に係る検討部会 |       |
| H29.3.7               | 資料3-1 |

## (1) 検討における主な論点について

- 既に障害者差別解消法(以下、「法」という。)が施行されている状況を踏まえ、条例案は、法との整合を図りつつ、いかなる内容を補完し、充実させるべきか。
- 現時点の主な検討事項は以下のとおり想定している。
  - ① 理念等
  - ② 都民及び事業者の理解促進
  - ③ 事業者による取組の推進
  - ④ 情報保障の推進  
※ 他県の手話言語条例が規定する内容の扱いについて
  - ⑤ 相談・紛争解決の仕組みの明確化

## 障害者差別解消に関する主な他府県条例の構成と検討事項について

※ 「○」=規定ありもしくは関連する規定あり、「-」=規定なし

## 障害者差別の解消に関する条例の検討における主な論点について

| 検討事項          | 主な論点と他府県条例における規定   |
|---------------|--|
| ①基本理念 等       | <p><b>【主要論点①】</b><br/> <b>条例において都が示すべき基本理念とはどのようなものか</b></p> <p><b>&lt;栃木県&gt;</b><br/>         基本理念として以下の3点を規定<br/>         ①「すべての人の基本的人権の享有」<br/>         ②「誤解や偏見に基づく差別の解消」<br/>         ③「多様な主体の相互協力による差別の解消」</p>   |
| ②都民及び事業者の理解促進 | <p><b>【主要論点②】</b><br/> <b>都民や事業者の責務をどう考えるのか</b></p> <p><b>&lt;茨城県&gt;</b><br/>         県民及び事業者が努めるものとして以下の4点を規定<br/>         ①「障害のある人の社会参加支援」<br/>         ②「障害への理解を深め、差別解消等の施策への協力」<br/>         ③「障害のある人等が支援を求めやすい環境の実現」<br/>         ④「(障害のある人が)自らの障害特性等について県民等に伝えて理解を得る」</p>   |
| ③事業者による取組の推進  | <p><b>【主要論点③】</b><br/> <b>多様な企業が集積する都における事業者の取組支援をどのように規定するか</b></p> <p><b>&lt;埼玉県&gt;</b><br/>         共生社会の推進に功績のあると認められるものを表彰できる旨規定</p> <p><b>&lt;徳島県&gt;</b><br/>         県民及び事業者の取組を進めるため、「県民、事業者等の自発的活動を促進するための情報の提供、助言等」を県が行う旨規定</p>  |
| ④情報保障の推進      | <p><b>【主要論点④】</b><br/> <b>多様な手段による情報の取得や意思疎通の推進をどのように位置付けるか</b></p> <p><b>&lt;徳島県&gt;</b> 「情報の取得、コミュニケーションに対する支援」として1節を設け、以下を規定<br/>         ①「情報の取得及び意思疎通における障壁の除去」<br/>         ②「障害のある人に配慮した情報発信等」<br/>         ③「意思疎通等の手段の普及」<br/>         ④「意思疎通支援者の養成等」<br/>         ⑤「災害時等の情報の確保」</p> <p><b>&lt;神奈川県&gt;</b> ※手話言語条例<br/>         手話が意思疎通及び情報取得又は利用のための言語である旨定め、手話の普及等に関する基本理念、県、県民、事業者の役割を規定</p> |

## 障害者差別の解消に関する条例の検討における主な論点について

| 検討事項         | 主な論点と他府県条例における規定  |
|--------------|---|
|              | <p style="text-align: center;"><b>【主要論点⑤】<br/>既存の相談窓口を踏まえた相談体制のあり方をどう考えるか</b></p>   |
|              | <p>〈大阪府〉<br/>府に広域相談員を置くとした上で、その業務について、以下を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「相談事案に対応する市町村の機関(相談機関)の事案解決を支援するための助言、調査及び関係者間の調整」</li> <li>②「障害者等からの相談に応じ、相談機関と連携して必要な助言、調査及び関係者間の調整」</li> <li>③「相談機関相互の連携の促進、相談事案にかかる情報の収集および分析」</li> </ul>   |
| ⑤相談・紛争解決の仕組み | <p style="text-align: center;"><b>【主要論点⑥】<br/>実効性確保のあり方についてどう考えるか</b></p>   |
|              | <p>〈千葉県〉<br/>「解決のための手続き」として1節を設け、以下を規定(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「(地域相談員への)相談」</li> <li>②「助言及びあっせんの申し立て」…知事に対して当事者、家族等が申し立てる</li> <li>③「事実の調査」…知事が行う</li> <li>④「助言及びあっせん」…知事が調整委員会(知事の附属機関)に審理を求める</li> <li>⑤「勧告等」…助言又はあっせんに従わない場合、調整委員会が<br/>知事に対して差別の解消を勧告</li> <li>⑥「意見の聴取」…知事は、勧告を行う前に意見の聴取を行う</li> <li>⑦「訴訟の援助」…助言又はあっせんの審理を行った事案について、<br/>調整委員会が必要と認めるときは、費用の貸付け等を行う</li> <li>⑧その他(貸付金の返還、秘密の保持)</li> </ul> |

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 障害者差別解消に係る条例制定に係る検討部会 |       |
| H29.3.7               | 資料4-1 |

## (2) 検討の進め方について

- 条例案の作成に当たり、様々な立場の方々から意見を聴く場として、本検討部会を全9回程度開催。
- 各回のテーマに応じ、ゲストスピーカーを招へい
- ヒアリングの実施について
  - 1 当事者団体ヒアリング実施の時期
    - ・4月下旬から5月中旬にかけて実施予定
    - ・第3回検討部会において、結果を報告
    - ・事業者団体へのヒアリングについては、平成29年夏頃に別途実施予定
  - 2 実施方法
    - (1)3回程度に分けてグループごとに実施をする。
    - (2)ヒアリングにあたっては事前に意見書の提出をお願いしたい。
  - 3 その他
    - ヒアリング実施は主に事務局が行うが、出席可能な委員は参加をお願いしたい。

## 条例検討部会における検討の進め方について

|                       |         |       |
|-----------------------|---------|-------|
| 障害者差別解消に係る条例制定に係る検討部会 | H29.3.7 | 資料4-2 |
|-----------------------|---------|-------|

| 回   | 日程    | 主な議題(案)  | 関連事項  |
|-----|-------|--|---|
| 第1回 | 3月7日  | 【テーマ①】検討における主な論点について<br>【テーマ②】検討の進め方について   | 本日検討  |
| 第2回 | 4月下旬  | ・前回の議論の振り返り<br>【テーマ①】都民、事業者の理解促進(普及啓発)について<br>(主要論点:都民及び事業者の責務をどのように考えるか。)   | 【4月下旬以降】<br>当事者団体を中心に<br>ヒアリングを実施                         |
| 第3回 | 5月下旬  | ・前回の議論の振り返り<br>【テーマ①】団体ヒアリングの結果について<br>【テーマ②】情報保障の推進について(第1回)<br>(主要論点:多様な手段による情報の取得や意思疎通の推進の位置づけ方)  |   |
| 第4回 | 6月下旬  | ・前回の議論の振り返り<br>【テーマ①】情報保障の推進について(第2回)<br>(主要論点:多様な手段による情報の取得や意思疎通の推進の位置づけ方)<br>【テーマ②】相談・紛争解決の仕組みについて(第1回)<br>(主要論点:既存の相談窓口を踏まえた相談体制のあり方について)       | 【7月下旬】<br>第三回地域協議会<br>【7月から8月頃】<br>事業者等関係団体<br>へのヒアリングを実施 |
| 第5回 | 8月上旬  | ・前回の議論の振り返り<br>【テーマ①】関係団体等へのヒアリング結果について<br>【テーマ②】相談・紛争解決の仕組みについて(第2回)<br>(主要論点:実効性確保の仕組みについてどう考えるか)  |   |
| 第6回 | 9月上旬  | ・前回の議論の振り返り<br>【テーマ①】事業者による取組の推進について<br>(主要論点:多様な企業が集積する都における支援のあり方)<br>【テーマ②】条例の理念等総則について<br>(主要論点:条例において都が示すべき基本理念とは何か)<br>【テーマ③】これまでの議論の整理(第1回) |   |
| 第7回 | 10月下旬 | ・前回の議論の振り返り<br>【テーマ①】これまでの議論の整理(第2回)<br>【テーマ②】条例の名称について、その他  |   |
| 第8回 | 11月下旬 | ・前回の議論の振り返り<br>【テーマ①】条例の骨子について<br>【テーマ②】パブリックコメントの実施について   | 【12月下旬】<br>第四回地域協議会<br>【1月から2月】<br>パブリック<br>コメントの実施       |
| 第9回 | 3月上旬  | 【テーマ①】パブリックコメントの結果について<br>【テーマ②】これまでの議論のまとめ  |   |

※ 各回の議題に応じゲストスピーカーを適時招へいする。